

令和4年度 第10回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和5年1月11日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前11時20分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正			
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	4番	盛田 敬一							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の決定 4 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第3号 合意解約申出について 5 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農地・非農地の判断について 6 その他								
委員会出席者	中島事務局長 银杏主事								
議事録署名委員	2番	西山 博文	3番	藪田 道正					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和4年度第10回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席のため、今回の定例会は成立します。盛田委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 議事録署名委員の決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、2番の西山委員と3番の藪田委員でお願いします。

4. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年12月8日から令和5年1月10日までの行事等についてです。まず12月8日ですが、令和4年度第9回農業委員会定例会を開催しました。15日には、農業法等関連施策の見直しに関する会議が鳥取市で開催されました。令和5年1月5日には第8回農業委員会定例会、第9回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1か月間で、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件、合意解約申出書を4件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1件目の届出に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が畑で、面積は437㎡です。相続人は倉吉市の○○○○です。

2件目の届出に係る農地は大字若桜の田1筆と畑2筆、大字屋堂羅の田2筆と畑1筆です。相続人は米子市の○○○○です。権利を取得した日は令和3年8月9日、権利を取得した理由は相続、取得した権利及び内容は所有権、農業委員会による斡旋等の希望はされないようです。

会 長

担当委員から、何かありますか。

田中委員

〇〇〇〇が約2年前に亡くなられてまして、子ども2人に相続されたということです。家の裏側が畑になっており、花や野菜を作られているようです。お母様に話を伺いました。子ども達がしているのでしょうかと言われたので、子ども達に会われたときに、自分が見られなくなった後も放っておかないようにと話してくださいということを伝えました。屋堂羅のほうは、伊井野委員が行ってくださいました。

会 長

伊井野委員からは、何かありますか。

伊井野委員

屋堂羅は3筆あるのですけれども、1筆は屋堂羅の入口の左側、たくみの館の下ある、耕作放棄地になっている所です。残り2筆は、田として管理されております。ただ、所有者が倉吉市と、特に屋堂羅の方は米子市に住所がある人で、田として守っていくには貸借以外に方法がないところです。いずれにしても相続で引き継がれたものですから、今の状況が確保されればと思っています。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第3号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第3号、合意解約申出についてです。

1件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は2,151㎡です。賃貸人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、賃借人は同じく大字岩屋堂の〇〇〇〇です。解約の理由としましては、耕作地削減というものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和4年12月25日となっております。

2件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,788㎡です。賃貸人は鳥取市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。解約の理

由はこちらも耕作地削減というものです。合意解約の合意が成立した日、解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和4年12月24日となっております。

3件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,563㎡です。賃貸人は大字岩屋堂の〇〇〇〇、賃借人は同じく大字岩屋堂の〇〇〇〇です。解約の理由はこちらも耕作地削減というものです。合意解約の合意が成立した日、解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和4年12月26日となっております。

4件目の届出に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,659㎡です。賃貸人は島根県出雲市の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。解約の理由はこちらも耕作地削減というものです。合意解約の合意が成立した日、解約をした日、土地の引き渡しの時期はいずれも令和4年12月24日となっております。なお、解約後の借受予定者は〇〇〇〇と聞いております。

会 長

担当委員から、何かありますか。

津村委員

以前から賃借人が、年なので耕作地を減らしたいということで、確認をさせてもらっております。

会 長

これからは、〇〇〇〇が作るのですか。

小林委員

はい、そうです。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により下記農用地集積計画の決定に

ついて意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字高野の田2筆で、2筆の合計面積は3,642㎡です。農振区分は2筆とも農用地域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。なお、担当委員の盛田委員さんが本日欠席でして、事前調査の報告を聞いていませんでしたけれども、いかがいたしましょうか。

会 長 貸付人の農地を、借受人が借りるということですね。

事務局 はい。

小林委員 貸付人は、一昨年までは水稲の耕作が3筆ありました。それで、〇〇〇〇が作業を請けていたのですけれども、奥さんが亡くなられてから作付けを1筆に減らされて、その関係で今回、2筆を出されたのではないかと思います。

会 長 これを借受人が作るということですが、担当委員が欠席ですので、事務局から報告だけでも、問題はないですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは問題ないということで、承認したいと思います。しかし、何か問題があれば、来月に再審議ということにします。

事務局 事務局から盛田委員さんに聞いてみまして、もし問題がなければ決定としますし、何か問題がありましたら来月にまた審議案件として上げさせていただこうと思います。

会 長 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の申請に係る農地は大字若桜の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は608㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は同じく大字若桜の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員

借受人は、ずっと昔から借りておられて、このたび新規で出しておりますのは、役場からの通知で、利用意向調査の関係だと思えます。ここしか作っていないですけども、20アール以上の面積要件が取れたから、正式に出せるのではないかと思います。今は面積要件はなくなっていますよね。

事務局

農地法第3条の面積要件はまだ続いてはいますけれども、今回は農業経営基盤強化促進法によるものですので、面積要件は考えなくていいです。

伊井野委員

面積要件がなくなるのはいつからですか。

事務局

確か、今年の4月だと思います。

伊井野委員

農業経営基盤強化促進法では、農地法第3条のような面積要件はないということですか。

事務局

はい。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会 長

少々疑問点はあるようですけれども、今のところは申請どおり決定します。

伊井野委員

若桜町の方は畑を作るのに、1反以下の農地をたくさんの方が借りておられます。農地法による規定はどうなっているのですか。

事務局

農地法第3条では、20アールという面積要件がありますが、農業経営基盤強化促進法というのは、本来であれば担い手に貸し付けていくという本質なので、面積要件はあまり関係がなく担い手という考え方があるのですけれども、若桜町の場合は集積できるような人が限られています。

伊井野委員

いずれにしても、貸付人に文書を出しているわけでしょう。それを受けて貸付人が、それなら正式な手続きでしてくださいと借受人に頼んで、それが今回の申請につながっていると思います。

事務局

ちなみに、それは農地利用意向調査書です。農地として使っていないと判断していたので、貸付人宛てに文書を出しました。

会 長

議案第2号、農地・非農地の判断について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、非農地判断の決定について農業委員会の議決を求めます。

別紙資料に、今年度の農地パトロールで荒廃農地B分類と判断した非農地の一覧を入れております。現況地目のほうを見ながら説明をさせていただきます。

まず現況地目が田の土地ですけれども、筆数の合計が504筆で、面積が222,879.16㎡です。次に現況地目が畑の土地ですけれども、筆数の合計が996筆で、面積が241,894.88㎡です。続いて現況地目が田畑以外、宅地、雑種地等となっている土地ですが、筆数が119筆で、面積が24,915.17㎡でして、合計が1,619筆、面積が489,719.21㎡となっております。

会 長 それで、これをどうするのですか。

事務局 これらを、今年度の農地パトロールの結果として、非農地として判断してよいか審議をお願いしますということです。

会 長 荒廃農地B分類一覧、これらをすべて農地台帳から落とすということですか。

事務局 そういうことです。

会 長 これらをすべて落としたら、数筆は個人から、自分の所は作っていると言ってくるよ。

職務代理 仮にそうなったとしても、また農地に戻すことは可能です。

会 長 これらをすべて落とすとなると、何かしら問題は出てくるでしょう。

事務局 以前、農地が農地でなくなったことの影響について、国から町への交付税の額の算定に何か入ってくる可能性があるということがありますが、農林業センサスの情報がこの農地面積ではなく、国の統計が算定基準になっているようなので、まず交付税については影響ないだろうということです。それで、荒廃農地B分類で非農地判断ということにすると、田畑の筆を田畑でないという処理をしないといけなくなります。農業委員会としては、もう非農地で処理をしていけばいいのですけれども、多分税務課にこの情報を上げていく必要があると思います。農業委員会として、もう農地ではないという情報を上げて、税務課が農業委員会で調べたことを反映させるという処理していくことになると思います。

職務代理 それで、農業委員会としては落とす方向でいいですけれども、地目が田ではなく宅地とか山林になった後の管理というのは、うちの専任ではありません。

会 長 税金が高くなる場合は言ってくるでしょう。田畑を原野にする場合にはあまり変わらないと思いますけれども、宅地となると高い税金がかかります。

事務局 だから、非農地とするにあたり、現況がこうなっているので非農地として判断すべきという根拠があって、一覧が出来上がってくるまでいけばよかったと思っているところです。

職務代理 現況を判断するには、小字で判断していかないと、あの山の辺りは特にそうです。小字になっていればわかりやすいのですけれども。それに現況地目の箇所が、実際の現況であれば1番わかりやすいです。現況地目よりも実際の現況のほうが判断する材料になります。台帳地目というのは農地台帳の地目のことですか。

事務局 それは登記簿地目のことです。要するに、法務局に登録されている地目です。

職務代理 現況地目というのが、課税台帳の地目になっているということですか。

事務局 はい。

伊井野委員 台帳地目が宅地なのに、課税地目が畑というような所もあります。家の周りに畑を作っているから、登記簿地目が宅地になっていても実際は畑だということでしょう。

事務局 これも実際に見てみなければわからないのですけれども。例えば、登記簿上は宅地100㎡あっても、課税上はその一部、例えば10㎡は野菜を作っているという箇所には、枝番をつけて課税することもあります。

伊井野委員 写真がつけてあるのは、一覧表と連動しているということですか。

事務局 はい、対応させております。

職務代理

明らかに山の中に農地というような箇所もあります。台帳から落とした後の地目を決めるというのは難しいです。地権者の意向もありますし、山の中であればいいのですけれども、中には平らなような所が結構あります。こういうのは、判断後の地目が山林にはならないでしょうし。私の担当区域でも、川辺の田に杉が植えられている所があります。その隣は田として作られています。そういう所に1筆だけを山林とは言えないのではないかと思います。

会 長

これはどうして始末しましょうか。

茗荷推進委員

ここまで作った資料ですから、これを基にできるだけ決めていってもいいのではないですか。

職務代理

ここまで資料を作っているのですから、思い立った時にしないと進みません。

伊井野委員

他の所の山が、台帳から落ちるだけでも違います。

職務代理

実際の現況というのは、事務局の中に結構入っているでしょう。それが、どこかの欄に実際の現況を入れれば、この分はとりあえず一発目で落としてしまおうと。一歩進めようと思えば、明らかに山林で返せるというようなものは返してしまえばいいです。

会 長

そういう具合にしてみましょう。

事務局

とりあえず、今回は保留としまして、来月にこの中から明らかに農地ではないだろうと判断できる箇所を絞り込んだものを、次回の農業委員会定例会に審議案件として上げさせていただくという形でいいでしょうか。

職務代理

現況地目というのは要らないです。実際の現況がどうかというのが、1番大事です。

6. その他

茗荷推進委員	農地法は、現況主義が基本ですよ。
事務局	そうです。
会長	そこからいくことにしましょう。
事務局	わかりました。それでは、今回は保留とさせていただきます。
職務代理	現況のところ、山林なら山林で、実際の現況がある程度わかるような一覧表にしてもらえばよいです。
事務局	現在がもう原野になっている等、非農地になっているものはここから抜いてしまってもいいですか。来月に出すとき、どういうのが見やすいですか。
職務代理	この資料をベースにすればいいです。
事務局	わかりました。
職務代理	11月に倉吉市で開催された農業委員会特別研修会の話ですが、国の方針自体が、現有農地をいかに守るかというもので、とにかく今の農地を荒らさないためにどうするかという考え方でした。放棄地を使えるようにしようと言っても、国自体がその方向を向いていないようでした。
事務局	今後も、そういう議論もしていきたいと思います。
会長	その他の事項です。
	●次回定例会にて、令和5年度の若桜町農作業標準賃金表（案）について審議していただく。

会 長

- 事務局より、農業委員会の改選に伴う募集から決定までの計画案について説明あり。
- 若桜町農業委員会の意見交換会について再協議。今回は、実施しない方向で決定。
- 事務局より、農業委員会の冬期間における活動記録の方法について説明あり。
- 次回定例会は、2月9日（木）9：00～に決定。

以上で、令和4年度第10回の農業委員会定例会を終了します。